

令和 7（2025）年度
栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業
補助金 申請の手引き

令和 7（2025）年 4 月

栃木県環境森林部気候変動対策課

ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行ってください。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 次の場合は、本補助金の対象になりません。
 - ・ 本補助金の交付決定前に、基礎工事より後の工事に着手した場合
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行ってください。

なお、本県の「子育て世帯等住宅断熱化支援事業」の対象者は、当該事業を御活用ください。

詳しくは[こちら](#)

【目 次】

1	事業の概要	- 2 -
	（１）目的	- 2 -
	（２）補助の概要	- 2 -
	（３）補助事業の手続きの流れ	- 4 -
2	交付申請	- 5 -
	（１）受付期間	- 5 -
	（２）申請書の提出	- 5 -
	（３）交付決定	- 8 -
3	事業実施	- 9 -
	（１）補助対象事業着手	- 9 -
	（２）補助対象事業の内容変更	- 9 -
	（３）補助対象事業の廃止	- 9 -
4	実績報告等	- 9 -
	（１）実績報告	- 9 -
	（２）完了検査	- 11 -
	（３）補助金の額の確定	- 11 -
	（４）補助金の請求	- 11 -
	（５）補助金の経理等	- 12 -
5	補助対象事業終了後における申請者の責務等	- 12 -
6	記入例	- 13 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、補助金を交付することにより、県民によるゼロエネルギー住宅（以下「Z E H」といいます。）の導入を促進し、県内における温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。

(2) 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

県内に自己居住用のZ E Hを新築する県民で、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 県税の滞納がないこと
- ・ 暴力団排除にかかる誓約ができること

※補助対象者の代わりに、住宅を新築する者等を手続代行者として、交付申請・実績報告・事業変更の承認申請・事業の廃止届出等の事務手続を進めることができます。

※手続代行者が手続の代行を通じて知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うこととします。

※不正行為が認められたときは、手続代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間手続の代行ができないものとします。

② 補助対象設備

新築するZ E Hの高断熱化等に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費

③ 補助額

- ・ 一戸あたり 20 万円

④ 補助要件

【住宅性能について】

- (1) 地域区分※₁ 1～8 地域の平成 28 年省エネルギー基準（ η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、外皮平均熱貫流率 UA 値[m² K]が地域区分 1 又は 2 地域で 0.4 以下、3 地域で 0.5 以下、4・5・6・7 地域で 0.6 以下であること。
- (2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
- (3) 北側斜線制限（2 階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 m²未満である土地に建設するもの（平屋建てを除く）を除き、一次エネルギー消費量の削減に相当程度寄与する量※₂の再生可能エネルギーを導入していること。

※ 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）別表第 10 に定める「地域の区分」

※ 2 次のような場合は、該当しない可能性があります。

- ・ 導入する再生可能エネルギーの量が極端に少ないもの
- ・ ポータブル型など、簡易的なもの

【住宅の建築・交付申請について】

- (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブにより、Z E Hビルダー又はZ E Hプランナー

として登録された者により新築されていること。

(2) 工事請負契約が、令和 7（2025）年 4 月 1 日以後に締結されていること。

※交付決定前に工事請負契約がなされたものであっても申請できます。

(3) 補助事業の対象となる住宅の基礎工事が完了（柱や壁等が立ち上がる以前の状態をいいます。）するまでに交付申請を行い、交付決定後に基礎工事よりも後の工事に着手すること。

【再生可能エネルギーについて】

再生可能エネルギーを導入し、売電を行う場合にあっては、余剰売電方式によること。

⑤ その他

- ・ 交付申請については、新築住宅 1 戸の建築につき一回限りとします。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数※期間中は財産処分してはならないものとします。なお、補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、知事の承認を受けること。これに伴い、知事から補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の請求を受けた場合においては、これに応じること。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

設備名			法定耐用年数
住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の住宅		47 年
	れんが造、石造又はブロック造の住宅		37 年
	金属造の住宅	骨格材の肉厚が 4 mm を超えるもの	34 年
		骨格材の肉厚が 3 mm を超え 4 mm 以下	27 年
		骨格材の肉厚が 3 mm 以下	19 年
	木造又は合成樹脂造の住宅		22 年
	木骨モルタル造の住宅		20 年
建物附属設備	電気設備（照明設備含む）※注 1		15 年
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15 年
	冷暖房設備※注 2		13 年

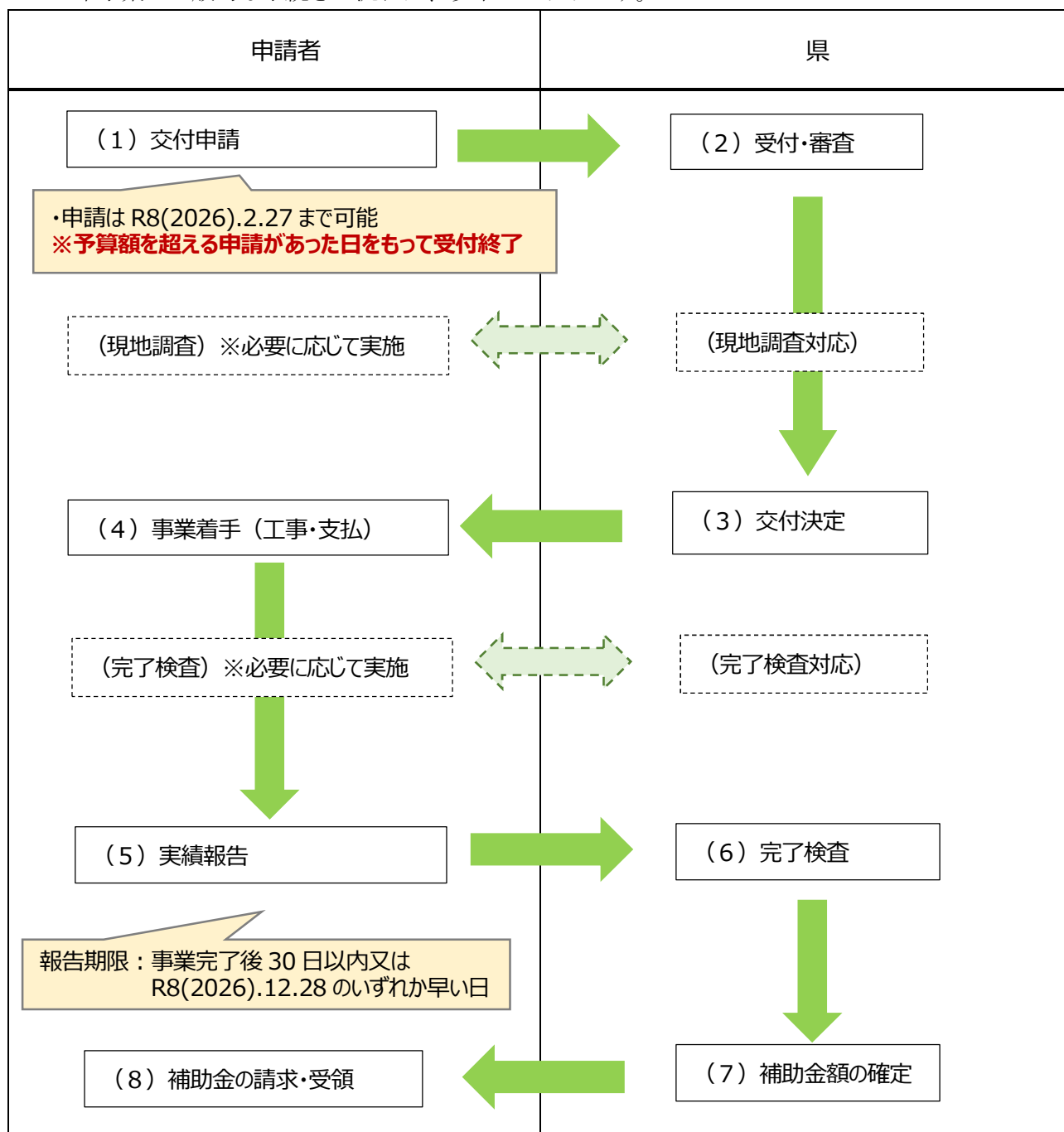
※ 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号（以下「大蔵省令」という））による。

注 1 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附属設備」、「電気設備（照明設備を含む。）」、「その他のもの」に該当する場合

注 2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附属設備」、「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」、「冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの）」に該当する場合

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



実績報告書の提出について

事業完了となってから、30 日以内に実績報告書の提出をお願いします。

なお、令和 8（2026）年 1 月 30 日までに提出された実績報告については年度内（令和 8（2026）年 3 月 31 日）までに補助金を交付します。

令和 8（2026）年 2 月以降に提出の実績報告については、補助金の交付は令和 8（2026）年 6 月以降となりますのでご注意ください。

2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和7(2025)年4月15日(火)から令和8(2026)年2月27日(金)まで

(2) 申請書の提出

① 国ZEH事業による補助を併用する場合

ア 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類	
1	国：ZEH補助事業併用 申請書提出チェックシート	—
2	交付申請書	様式第1号※1
3	誓約書	様式第2号※1
4	国ZEH事業※2に係る交付決定通知書の写し <u>子育てグリーン住宅支援事業を併用する場合は、 交付申請をしたことがわかる書類でも可。</u> この場合、交付決定通知書受領後、速やかに写しを追加で提出してください。	添付資料1
5	工事請負契約書の写し※3	添付資料2
6	申請直近時点での現場写真※4	添付資料3
7	納税証明書原本（栃木県税に滞納がないことの証明として次の①及び②）	—
	①県税事務所で発行されるもの※5※6	添付資料4
	②市町役場で発行されるもの※5※6	添付資料5
8	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 国が行うZEH補助事業で、具体的には以下のような事業になります。

➤ 戸建住宅ZEH化等支援事業（環境省）

子育てグリーン住宅支援事業（国土交通省・新築のみ）

交付決定通知書又は交付申請したことがわかる書類の提出が間に合わない場合、国ZEH事業を併用しないものとして申請を提出してください。

※3 工事請負契約書について

➤ 設備・工事の内容がわかるものとする。（「〇〇工事一式」等の記載は不可）

➤ 施工事業者・契約日がわかるものとする。

※4 工事の進捗状況が基礎工事までの間にあることがわかるものであり、申請日の1週間以内に撮影されたものとします。

※5 発行日より3か月以内のもの。ただし、県個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「県太陽光補助金」）を併用する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

※6 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要

イ 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）とします。

ウ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。

エ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

オ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください（ホチキス等不可）。

カ 提出された書類等は、原則として返却しません。

③ 国ZEH事業による補助を併用しない場合

ア 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類	
1	国事業併用なし 申請書提出チェックシート	—
2	交付申請書	様式第1号※1
3	誓約書	様式第2号※1
4	住宅の性能証明書の写し※2	添付資料1
5	申請直近時点での現場写真※3	添付資料2
6	建築基準法に基づく確認済証の写し	添付資料3
7	工事請負契約書の写し※4	添付資料4
8	納税証明書原本（栃木県税に滞納がないことの証明として次の①及び②）	—
	①県税事務所で発行されるもの※5※6	添付資料5
	②市町役場で発行されるもの※5※6	添付資料6
9	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 補助対象がZEHであることを示す書類で、以下のいずれかを提出すること。

なお、建築後に認定を受ける書類（建設住宅性能評価書等）を用いる場合には、実績報告書の提出時に併せて提出すること。

- B E L S評価書（ZEHマークが表示されたもの）
- 設計住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）

- 長期優良住宅建築等計画認定通知書（令和4（2022）年10月1日以降に認定申請したもの）
- 低炭素建築物新築等計画認定通知書（令和4（2022）年10月1日以降に認定申請したもの）
- 性能向上計画認定通知書（令和4（2022）年10月1日以降に認定申請したもの）
- フラット35S設計検査に関する通知書及び設計検査申請書（ZEHであることを証明するもので、かつ設計検査申請書は全ての面を提出すること）

※なお、上記の建築前に発行可能な住宅性能証明書を利用せず、建築後に取得できる住宅性能証明書のみを利用する場合は、実績報告書提出時に住宅性能証明書を添付する旨の誓約書（自由様式）を交付申請時に提出ください。

この場合、実績報告書提出時に添付書類として以下いずれかの住宅性能証明書を添付すること。

- 建設住宅性能評価書
（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）
- フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書並びに適合証明申請書
（ZEHであることを証明するもので、かつ竣工現場検査申請書及び適合証明申請書は全ての面を提出すること）

※3 工事の進捗状況が基礎工事までの間にあることがわかるものであり、申請日の1週間以内に撮影されたものとします。

※4 工事請負契約書について

- 設備・工事の内容がわかるものとする。（「〇〇工事一式」等の記載は不可）
- 施工事業者・契約日がわかるものとする。

※5 発行日より3か月以内のもの。ただし、県太陽光補助金を併用する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

※6 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要

イ 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）とします。

ウ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。

エ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

オ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください（ホチキス等不可）。

カ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

【審査期間について】

交付申請及び実績報告の審査期間は、必要書類が全てそろって審査可能になった段階から、おおむね1か月程度を見込んでいます。交付決定通知までは事業着手（基礎工事完了から先の工事）はできませんので、計画的な提出をお願いいたします。

書類等に不備がある場合には、さらに長期間になる場合があります。

（３）交付決定

審査後、当該申請の交付決定を申請者に通知します。

なお、審査に当たっては、工事の進捗状況について Web 等を利用した現地調査を行う場合があります。

3 事業実施

(1) 補助対象事業着手

交付決定の通知を受けた申請者は、工事に着手してください。(交付決定前の契約・発注・基礎工事までの着工は認めます。)

なお、交付決定前に基礎工事よりも後の工事に着手した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、補助事業の内容変更をしようとする際は、事業変更承認申請書(様式第8号)に変更内容を追記した交付申請書(様式第1号)を添えて知事に提出し、その承認を得る必要があります。

なお、下記の軽微な変更該当する場合は変更承認の手続きは不要ですが、実績報告書提出時に変更の内容がわかるものを追加で添付ください。

- ① 氏名又は住所
- ② 国ZEH事業併用の有無
- ③ その他知事が軽微と認めるもの

(3) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止しようとするときは、事業廃止(中止)承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、承認を得る必要があります。

4 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了(実績報告に必要な全ての書類が提出可能となった状態)したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を「正本1部」提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後30日以内又は令和7(2025)年12月26日(金)のいずれか早い日

※完了が令和7(2025)年12月26日(金)を超過する場合は、令和8(2026)年12月28日(月)までの提出を認めます。

① 国ZEH事業による補助を併用する場合

番号	提出書類	
1	国ZEH補助事業併用 実績報告書提出チェックシート	—
2	実績報告書	様式第5号※1
3	国ZEH事業に係る交付額確定通知書の写し	添付資料1
4	建築基準法に定める検査済証の写し	添付資料2
5	住民票※2	添付資料3
6	住宅全景及び太陽光発電設備の写真※3	添付資料4
7	住居の引渡証明書の写し	添付資料5
8	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 発行日より3か月以内のもので、新住所への居住が確認できるもの。ただし、県太陽光補助金を併用する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

※3 完成した住宅の全景と、交付申請書に記載いただいた太陽光発電設備（設備全景と、交付申請書に記載いただいた型番がわかる銘板等）の写真を添付してください。

② 国ZEH事業による補助を併用しない場合

番号	提出書類	
1	国ZEH補助事業併用なし 実績報告書提出チェックシート	—
2	実績報告書	様式第5号※1
3	建築基準法に定める検査済証の写し	添付資料1
4	住民票※2	添付資料2
5	住宅全景及び太陽光発電設備の写真※3	添付資料3
6	補助対象設備※4が納入されたことを示す証明書※5	添付資料4
7	補助対象設備※4の仕様を確認できる資料	添付資料5
8	補助対象設備※4の設置状況を確認できる写真※6	添付資料6
9	住居の引渡証明書の写し	添付資料7
10	住宅の性能証明書の写し (建築後に取得できる住宅性能証明書のみを利用した場合) ※7	添付資料8
11	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 発行日より3か月以内のもので、新住所への居住が確認できるもの。ただし、県太陽光補助金を併用する場合には、いずれか一方への提出で可とします。

- ※3 完成した住宅の全景と、交付申請書に記載いただいた太陽光発電設備（設備全景と、交付申請書に記載いただいた型番がわかる銘板等）の写真を添付してください。
- ※4 補助対象設備は断熱材と開口部、省エネルギー設備とします。
省エネルギー設備は、一次エネルギー消費量の算出のため、環境省ZEH補助事業で指定するもので、具体的には以下のものを指します。
- 空調設備
 - 給湯設備
- ※5 出荷証明書や施工証明書等、対象となる住宅に補助対象設備が納入されたことを示す証明となる書類を提出してください。
省エネルギー設備等で提出が難しい場合には、添付資料6の写真で代替できることとします。
- ※6 施工中の記録写真等で、対象となる住宅に補助対象設備が納入されたことがわかるものを提出してください。
- ※7 建築後に取得できる住宅性能証明書のみを利用した場合であって、交付申請の際に住宅の性能証明書の提出がなかった場合は、補助対象がZEHであることを示す書類で、以下のいずれかを提出すること。
- 建設住宅性能評価書
(断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)
 - フラット35S適合証明書及び竣工現場検査申請書並びに適合証明申請書
(ZEHであることを証明するもので、かつ竣工現場検査申請書及び適合証明申請書は全ての面を提出すること)

(2) 完了検査

提出された実績報告書により、書面にて完了検査を実施します。なお、必要と判断した場合には現地調査を実施します。主な確認項目は、以下のとおりです（詳細な方法は別途お知らせします）。

- 住宅の建設状況
- 導入設備の設置状況

(3) 補助金の額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた申請者は、別途指定する期日までに補助金請求書（様式第7号）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

5 補助対象事業終了後における申請者の責務等

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けること。なお、その際、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

6 記入例

様式第1号（交付要領第3条関係）

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事

様

（新居住地）

住 所 宇都宮市埴田 1-1-20

フリガナ トチギ タウ

氏 名 栃木 太郎

〇〇〇〇年度において住宅の新築をするにあたり、当該住宅のゼロエネルギー化を実施したいので、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金交付要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

申請者	氏名	栃木 太郎
	連絡先住所 (仮住まい等の場合)	宇都宮市竹林町1030-2
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
手続代行者	名称	株式会社とちまるハウジング
	所在地	宇都宮市八千代1-5-10
	実務担当者名	栃丸 次郎
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	jiro@tochimaruu.xx.xx

2 事業の概要

補助対象住宅について	所在地の地番	宇都宮市埴田 1 丁目 1-20			
	Z E H の種別	☒ ZEH	☐ Nearly ZEH	☐ ZEH 水準	☐ ZEH Oriented
	省エネ基準地域区分	☐ 2 地域	☐ 3 地域	☐ 4 地域	☒ 5 地域 ☐ 6 地域
	住宅の性能証明書	☒ BELS 評価書	☐ その他 メーカーと型式、合計出力を記載		
	再生可能エネルギー	☒ 太陽光発電	☐ その他 ()		
	太陽光パネル設備	〇〇〇製 〇〇-1234-56 合計出力〇.〇kW			
着手予定日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
確認済証交付年月日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
写真撮影年月日		基礎工事の完了後、次の工事に着手する日付を記載			
事業完了予定日※1		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			
国の補助制度※2※3		☒ 併用しない	☐ 子育てグリーン住宅支援事業を併用する		
		☐ その他補助制度を併用する ()			
施工事業者 (手続代行者と同じ場合省略可)	名称	実績報告に必要な全ての書類が提出できると見込まれる日付を記載			
	所在地				
	担当者名				
	電話番号				

※1 実績報告に必要な全ての書類が提出できると見込まれる日付を記載してください。

※2 B E L S 評価書以外の住宅の性能証明書を取得する場合、具体的な証明書名を記入してください。

※3 国の補助制度を併用する場合は、「戸建住宅 Z E H 化等支援事業」「子育てグリーン住宅支援事業」等、併用する事業名を記入してください。

誓 約 書

申請者及び手続代行者は、栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業実施要綱第3条第1項第3号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）
栃木県知事

様

誓約書を記載している時点で、住んでいる住所を記載

住 所 宇都宮市竹林町 1030-2

氏 名 ^{（ふり）} ^{（がな）} 栃木 太郎

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

実績報告書

県から交付された「交付決定通知書」から転記

年 月 日

栃木県知事 様

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けた栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の概要

新住居の住所（住居表示と地番が違う際には、住居表示を記載）

申請者	氏名	栃木 太郎
	連絡先住所	宇都宮市塙田1丁目1-20
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
手続代行者	名称	株式会社とちまるハウジング
	所在地	宇都宮市八千代1-5-10
	実務担当者名	栃丸 次郎
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	jiro@tochimaru.xx.xx

2 実績概要

住居表示と地番が違う際には、地番を記載

補助対象住宅について	所在地の地番	宇都宮市塙田1丁目1-20				
	ZEHの種別	☒ ZEH	☐ Nearly ZEH	☐ ZEH水準	☐ ZEH Oriented	
	省エネ基準地域区分	☐ 2地域	☐ 3地域	☐ 4地域	☒ 5地域	☐ 6地域
	住宅の性能証明書	☒ BELS評価書		☐ その他（ メーカーと型式、合計出力を記載）		
	再生可能エネルギー	☒ 太陽光発電		☐ その他（ メーカーと型式、合計出力を記載）		
	太陽光パネル設備	〇〇〇製 〇〇-1234-56 合計出力〇.〇kW				
事業着手日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
確認済証交付年月日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
検査済証交付年月日		基礎工事の完了後、次の工事に着手する日付を記載				
住宅引渡年月日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
事業完了日		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
国の補助制度		☐ 併用しない		☒ 併用する（戸建住宅ZEH化等支援事業）		
施工事業者 （手続代行者と同じ 場合省略可）	名称	実績報告への添付書類の交付日のうち、 最も遅い方の日付を記載				
	所在地					
	担当者名					
	電話番号					

※BELS評価書以外の住宅の性能証明書を取得する場合、具体的な証明書名を記入してください。

※国の補助制度を併用する場合は、「戸建住宅ZEH化等支援事業」「子育てグリーン住宅支援事業」等、併用する事業名を記入してください。

補助金請求書

金 200,000 円

県から交付された「交付額確定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇〇号で額の確定の通知があった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

栃木県知事

様

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 宇都宮市埴田1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(手続代行者 株式会社とちまるハウジング)

※ 通帳の写しを添付してください。

(銀行名、支店名、種別、口座番号(カナ)が確認できるもの)

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入してください。

・発行責任者

氏 名 栃丸 次郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

・担当者

氏 名 栃丸 次郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

The illustration shows a yellow bank passbook with the title '普通預金' (Ordinary Savings). It features a table with two rows of asterisks, a dashed line, and the text '銀行' (Bank) and '支店' (Branch). Below this is a red circular stamp with the word 'BANK'. At the bottom, there is a large orange rectangular area with the word '*****' inside.

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金変更承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

県から交付された「交付決定通知書」から転記

住 所 宇都宮市埴田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

（手続代行者 株式会社とちまるハウジング）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更の内容を記載。

2 計画変更の理由（住所変更の場合は記載不要）

計画変更の理由を記載。

注）変更の内容については、交付申請書（様式第1号）に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市塙田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

県から交付された「交付決定通知書」から転記

（手続代行者 株式会社とちまるハウジング）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

〇〇〇〇〇〇

対象設備毀損（滅失）届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市塙田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
住宅
- 2 毀損（滅失）の時期
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 毀損（滅失）の原因
〇〇〇〇〇〇〇
- 4 今後の方針（修繕、買換など）
〇〇〇〇〇〇〇

（添付書類）
対象設備の写真（現況）

栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業補助金対象設備処分承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市塙田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった栃木県ゼロエネルギー住宅導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備
住宅

2 処分の方法
() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他(具体的に)

3 処分の時期(予定)
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 処分の理由
〇〇〇〇〇〇

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

申請に関するお問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

栃木県 環境森林部 気候変動対策課

カーボンニュートラル推進室

TEL 028-623-3186 FAX 028-623-3259